

静岡県告示第255号の3

静岡県公文書等の管理に関する条例施行規則（令和7年静岡県規則第21号）第2条第1項の規定に基づき、研究所、博物館、美術館、図書館その他これらに類する施設であって、保有する歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料について同規則第3条の規定による適切な管理を行うものを指定し、令和7年4月1日から施行することとしたので、同規則第2条第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和7年3月31日

静岡県知事 鈴木康友

施設の名称	所在地
ふじのくに地球環境史ミュージアム	静岡市駿河区大谷 5762
富士山世界遺産センター	富士宮市宮町5の12
埋蔵文化財センター	静岡市清水区蒲原 5300の5
ふじのくに茶の都ミュージアム	島田市金谷富士見町 3053の2